

第 3 章

日本銀行券の発行・流通・管理

日本銀行は、日本銀行券の発行や流通、管理に関する業務を行っている。この章では、日本銀行券の特徴などに触れつつ、これらの業務について説明する。



● 日本銀行から金融機関への銀行券の支払い ●

写真中央に積まれているのが銀行券であり、手前の台車に積まれているものだけで10万枚、約100kgになる。日本銀行の窓口を出入りする銀行券の量は、多い日には1.6億枚にも達する。

第1節

現金通貨と日本銀行

1 現金通貨の概要と銀行券の発行

人々が「お札」や「硬貨」と呼んでいるものを総称して**現金通貨**（「お金」¹⁾という。現金通貨は、人々が金融機関に保有している要求払預金などとともに、様々な経済取引の**決済**（→第4章）に用いられる。

現金通貨が実際に使われるためには、「お札」や「硬貨」を製造した後、まず、これらを世の中に送り出すことが必要である。「お札」つまり**銀行券**は、独立行政法人国立印刷局が製造した後、日本銀行が製造費用を支払って引き取る。この段階では、銀行券は「モノ」として取り扱われる。その後、金融機関が日本銀行に保有している当座預金（以下、「日銀当預」→第4章第2節3）を引き出し、日本銀行の窓口から銀行券を受け取ることによって世の中に送り出され²⁾、「お金」として使用されることになる。銀行券は日本銀行が発行することとされており（日本銀行法第1条第1項・第46条第1項）、このことから日本銀行はわが国唯一の**発券銀行**と呼ばれる。発行された銀行券は、日本銀行の貸借対照表（バランス・シート）の負債に計上される（→第2章コラム「日本銀行の経理」）。一方、「硬貨」つまり**貨幣**については、独立行政法人造幣局が製造した後、銀行券と異なり、日本銀行へ交付された時点で、国が「お金」として発行したことになる（「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第4条）。ただし、貨幣も日本銀行の窓口から世の中に送り出される点は銀行券と共通している。わが国では、国立印刷局が銀行券を製造し、造幣局が貨幣を製造する一方、発行主体は、銀行券が日本銀行、貨幣が国（財務省）となっている（→図表3-1）。
現在、日本銀行は、**一万円券**、**五千円券**、**二千円券**、**千円券**の4種類の銀行

1) 要求払預金とは、当座預金や普通預金のように、預金者がいつでも払戻しを要求できる預金をいう。要求払預金はこうした性質のために決済手段として利用されている（→第4章第2節2）。

2) この時点で、日本銀行は銀行券を**発行**したことになる。

3-1

主要国における銀行券、貨幣の発行主体

	銀行券		貨幣	
	発行主体	製造者	発行主体	製造者
日本	中央銀行	独立行政法人 国立印刷局	政府	独立行政法人 造幣局
米国	中央銀行 ¹⁾	政府	政府	政府
ユーロエリア	各国中央銀行 ²⁾	各国中央銀行、 政府、民間 ³⁾	各国政府	各国政府
英国	中央銀行 ⁴⁾	民間 ⁴⁾	政府	政府
カナダ	中央銀行	民間	政府	政府

- (注) 1) 銀行券の発行権は、統治機構の一機関であり中央銀行組織の最高意思決定機関である連邦準備制度理事会に属するが、実際の銀行券の発行は、各地区の連邦準備銀行が行っている。
- 2) ユーロエリア 17 개국 (ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、オーストリア、スペイン、ポルトガル、フィンランド、アイルランド、ギリシャ、スロベニア、キプロス、マルタ、スロバキア、エストニア) においては、統一通貨ユーロを導入しており、銀行券の発行権は中央銀行組織の最高意思決定機関である欧州中央銀行理事会に属し、銀行券は各国中央銀行が発行している。
- 3) 国によって異なる。
- 4) 英国では、歴史的経緯から、スコットランドおよび北アイルランドの各地方において一部例外がある。

3-2

現在発行されている銀行券

種類	大きさ		主な模様		すかし	目の不自由な人のための識別マーク
	縦	横	表	裏		
一万円券	76 mm	160 mm	福沢諭吉 明治時代の新思想の先覚者	鳳凰像 (平等院)	福沢諭吉	あり：かぎ型 (J)
五千円券	76 mm	156 mm	樋口一葉 明治期の代表的小説家	燕子花図 (尾形光琳)	樋口一葉	あり：八角形 (●)
二千円券	76 mm	154 mm	守礼門 首里城第二の坊門で、琉球国 尚清王の時代に創建	源氏物語絵巻 および紫式部	守礼門	あり：マーク (:) は 点字の「に」の意味
千円券	76 mm	150 mm	野口英世 明治・大正・昭和期の細菌学者	富士山と桜	野口英世	あり：横棒 (—)



● 最初の銀行券（通称「大黒札」）

1885年（明治18年）に日本銀行が初めて発行した銀行券は、そのデザインから「大黒札」と呼ばれた。銀兌換券として世間の信認を得ることに成功し、安定した通貨制度の確立に寄与したが、券面の青色が黒変する事故等のため、1888年（明治21年）から順次改刷され、短い使命を終えた。

券を発行している（→図表3-2）。このうち、一万円券、五千円券、千円券については、2004年に1984年以来20年振りに改刷（銀行券のデザインを新しくすること）が行われた。また、貨幣は、五百円貨、百円貨、五十円貨、十円貨、五円貨、一円貨の6種類（記念貨幣を除く）が発行されている。2010年3月末の現金通貨の流通高は約82兆円であるが、銀行券は貨幣に比べて額面金額が大きいことなどを反映して、このうち95%を占めている。なお、日本銀行は1885年（明治18年）に初めて銀行券（いわゆる「大黒札」）を発行してから、現在までに53種類の銀行券を発行してきたが、現在通用する銀行券は22種類（通用貨幣〈記念貨幣を除く〉は14種類）である³⁾。

3) 現在、日本銀行が発行する（日本銀行の本支店の窓口から支払う）銀行券は本文中の4種類だけであり、それ以外のものについては、日本銀行は窓口において収納するもの、発行することはない。なお、現在通用する銀行券の詳細については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp>）の「現在有効な銀行券・貨幣」を参照。

2 銀行券の特徴

銀行券は、様々な資金の受払いに利用可能な決済手段であり、特に小口資金の受払いのための手段として広く利用されている。また、銀行券は、多くの場合、現金通貨を直接手渡しする対面取引において用いられる。銀行券が様々な経済取引の決済に利用され（汎用性）、誰にでも受け取られる（一般受容性）という性質をもつことは、銀行券の次のような特徴と関連している。

まず、銀行券には、銀行券を用いて支払いを行った場合、相手がその受取りを拒絶することができないという、強制通用力が法律により付与されている（日本銀行法第46条⁴⁾。また、銀行券を用いて支払いを行った場合は、振込やクレジット・カード等と異なり、金融機関のような第三者の介入なしに、銀行券を取引の相手に引き渡した時点で、当事者間の決済を最終的に完了させることができるという意味で、銀行券は支払完了性を有する。さらに、銀行券は、誰が、いつ、どこで、どのような目的で用いたかが分からないという意味で匿名性を有している⁶⁾。

銀行券は、このような特徴をもっているが、保管や搬送にコストがかかり、特に大量に扱う場合や遠隔地への輸送を伴う場合にはそのコストが大きくなる。また、紛失・盗難、あるいは焼失・破損等のリスクもある。

このため、銀行券による決済とともに、現在、預金の振替や振込に代表されるような、現金通貨の移動を伴わない金融機関の帳簿上での決済が広く利用さ

4) 貨幣も、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(第7条)に基づき、強制通用力が付与されているが、1回あたりの使用枚数が多過ぎると受取側で計算や保管に手間がかかるため、同一種類の貨幣が1回につき20枚を超える場合は受取りを拒否することができるものとされている。

5) クレジット・カードや振込等を用いて支払いを行った場合は、支払人や受取人がそれぞれ取引している金融機関との資金の受払いや、これらの金融機関の間での資金のやり取りも必要となる（→第4章第2節2）。

6) プリペイド・カードも匿名性を有しているが、使用目的が限定されているという意味で、汎用性や一般受容性は銀行券と比べると低い。

7) 本書における、振替と振込の意味については、→第1章の脚注3。

れている。また、クレジット・カード、プリペイド・カード、デビット・カード⁸⁾などが利用されているほか、近年利用が拡大している決済手段としては、いわゆる「電子マネー」が挙げられる。例えば、主要なプリペイド方式のIC型「電子マネー」の発行枚数は、1億枚を超え、小口決済手段の一つとして一定の位置を占めつつあるように窺われるが、その発行残高は貨幣と比べて引き続き低い水準にとどまっている（→コラム「わが国における電子的小口決済手段のサービス例」）。

3 銀行券発行制度の変遷

日本銀行は最初の銀行券を、1882年に日本銀行が設立されてから3年後の1885年に発行した⁹⁾。当初、銀行券は、銀との交換が保証された**兌換銀行券**であったが、金本位制度の採用（1897年）を経て、金との交換が保証された兌換銀行券となった。こうした**本位貨幣制度**¹⁰⁾の下では、日本銀行は、銀行券発行高に相当する正貨（金または銀）を準備として保有することが義務付けられた¹¹⁾

- 8) デビット・カードとしては、通常、金融機関のキャッシュ・カードが用いられる。買物客が小売店のレジでキャッシュ・カードを提示し暗証番号を入力すると、即時に、買物客がこれらの金融機関に保有する要求払預金から代金相当額が引き落とされる。
- 9) 銀行券の発行を含む「お金」の歴史については、日本銀行金融研究所の貨幣博物館ホームページ (<http://www.ines.boj.or.jp/cm/htmls/index.htm>) のコラム「貨幣の散歩道」に掲載している。
- 10) 本位貨幣制度とは、円やドルといった通貨の価値を「モノ」の価値との関係として定める制度であり、その場合の「モノ」（これを本位貨幣または正貨という）としては、希少性や耐久性がある貴金属（金や銀など）が用いられた。例えば、わが国が新貨条例（1871年）によって本位貨幣制度を採用した際には、1円の価値は純金1.5gの価値（1米ドルに相当）に等しいものと定められた。通貨の価値と本位貨幣との関係を維持するために、国や中央銀行は、紙幣（銀行券）と一定量の本位貨幣との交換を保証すること（兌換制度）や、本位貨幣の自由な輸出入を認めるといった対応をとるのが一般的であった。
- 11) 日本銀行は、発行した日本銀行券（兌換銀行券）をバランス・シートの負債に計上する一方、正貨準備義務によって保有した準備資産（金、銀や〈一定の限度額以内の〉公債等の優良資産）を資産に計上した。

電子的な小口決済手段には様々なものがあるが、一般に「電子マネー」と呼ばれるものは、利用する前に予め入金（チャージ）を行うプリペイド方式の電子的小口決済手段を指す。これはさらに IC 型とサーバ型の 2 種類に大別される。

IC 型は、カードや携帯電話などの媒体に埋め込まれた IC チップ上に金銭的価値を記録し、分散管理するものをいう。これに対してサーバ型は、そうした媒体をもたず、典型的には運営事業者のコンピュータ・サーバ上において金銭的価値を記録し、中央管理するものをいう。なお、ポストペイ（事後払い）方式であるクレジット・カードのなかには、非接触型 IC チップを採用し、署名等を要さない迅速な決済を実現するタイプのものが現れている。これも、その利用形態がプリペイド方式の電子的小口決済手段に類似していることから、ポストペイ方式「電子マネー」と呼ばれることがある。

「電子マネー」は、コンビニエンス・ストア、販売店、スーパーなどでの小口決済手段として普及が進んでいる。日本銀行が調査を行っている主要なプリペイド方式の IC 型「電子マネー」では、発行枚数や決済金額・件数ともに「電子マネー元年」と呼ばれた 2007 年以降、増加ペースを速めている。もっとも、主要な IC 型「電子マネー」の発行残高は、貨幣流通高と比べると 2010 年 3 月末で 2.6 % と、引き続き低い水準にとどまっている。

日本銀行では、こうした新たな決済手段の登場が、将来的に、日本の決済の姿をどのように変化させ、また、そうした変化が、中央銀行の政策・業務面にどのような影響を与えうるのかにも留意しながら、電子マネーについての調査・研究を進めている。

(正貨準備義務)。その後、1931 年の金本位制度の停止（金との交換停止）や戦時体制への移行のなかで、本位貨幣制度は機能しなくなり、1941 年には、正貨準備義務が撤廃されて**管理通貨制度**に移行した。1942 年に成立した旧日本銀行法では、銀行券発行高に見合う優良資産を日本銀行が保有することを義務付けた**発行保証制度**と、銀行券の発行高の上限をコントロールすることを目的とした**最高発行額制限制度**が設けられていた。こうした発行保証制度、最高発行額制限制度は、戦後約 50 年を経て、1997 年に全面改正された新日本銀行法において廃止された。こうした背景には、①管理通貨制度の下では、銀行券の

価値の安定は日本銀行の保有する資産の価値から直接導かれるものではなく、むしろ日本銀行の金融政策の適切な遂行によって確保されるべきものであること、また、②銀行券の発行高は経済取引の繁閑に伴って増減するものであり、実際に最高発行額も銀行券の現実の発行高に追従して変更されてきたとの経緯を踏まえれば、最高発行額制限制度の意義は希薄になっていること、などの考え方があ

第2節 銀行券の流通

1 銀行券の流れと日本銀行の役割

本節では、発行された銀行券の実際の流通経路を順を追ってみていくこととしよう。銀行券の主たる流通経路は、まず、金融機関が日本銀行の本支店の窓口¹²⁾から銀行券を受け取り、その後、金融機関から預金を引き出した個人や企業の手¹³⁾に渡し、様々な目的に利用された後、再び金融機関を経由して日本銀行へ還流する、というものである。日本銀行や金融機関は、銀行券が全国各地にくまなく行き渡るようにするための流通拠点としての役割を果たしている。2009年度中に世の中に流通していた銀行券の平均発行高（月末残高の平均）は約76兆円であり、対名目GDP比率は約16%となっている（→コラム「わが国の銀行券需要」）。

こうした銀行券の流れを段階ごとにみていくと、以下のとおりである（→図表3-3の①～⑥）。

12) 埼玉県戸田市の発券センター（戸田分館）では、自動一貫処理システムを通じて、取引先金融機関との現金の受払いを行っている。同センターでは、取扱物量の多い本店における銀行券関連業務の効率化等を目的として、銀行券の受入れから保管、鑑査、支払いまでの全ての事務処理が自動化されており、確実に迅速な事務処理、セキュリティの向上等が図られている。

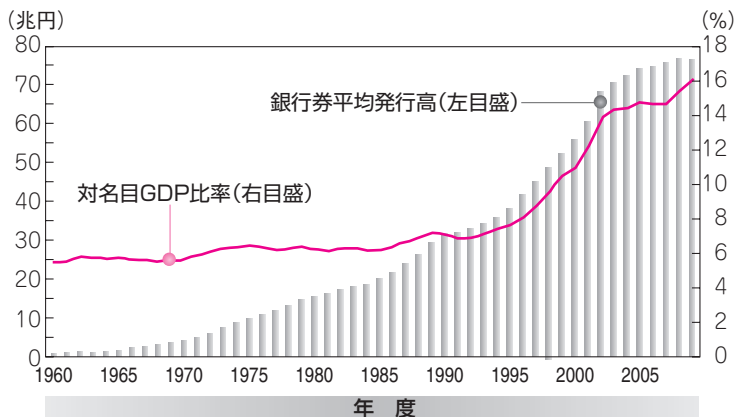
13) 貨幣の主たる流通経路も、銀行券と同様に、日本銀行から、金融機関を経由して、個人・企業に行き渡る流れになっている。

わが国では銀行券に対する需要が強く、銀行券平均発行高の対名目 GDP 比率をみると、従来から他の先進国と比べても高い水準にある*。その背景としては、①個人の小口決済における現金使用率の高さ、②比較的良好な治安、③CD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預入・支払機）の普及による利便性の向上、④偽造事件が相対的に少ないこと等を背景とする銀行券に対する高い信託、といった要因が指摘されることが多いようである。

また、名目 GDP 対比での銀行券の発行高は、1990 年代前半までは長期にわたって安定的に推移してきたが、1990 年代後半から大幅に上昇している。これは、金融緩和を背景とした預金金利の低下や、1997～98 年頃の金融不安、2002 年のペイオフ部分解禁等により、預金を引き出して銀行券を保有する動きが強まり、銀行券需要が大きく高まったことが影響している。

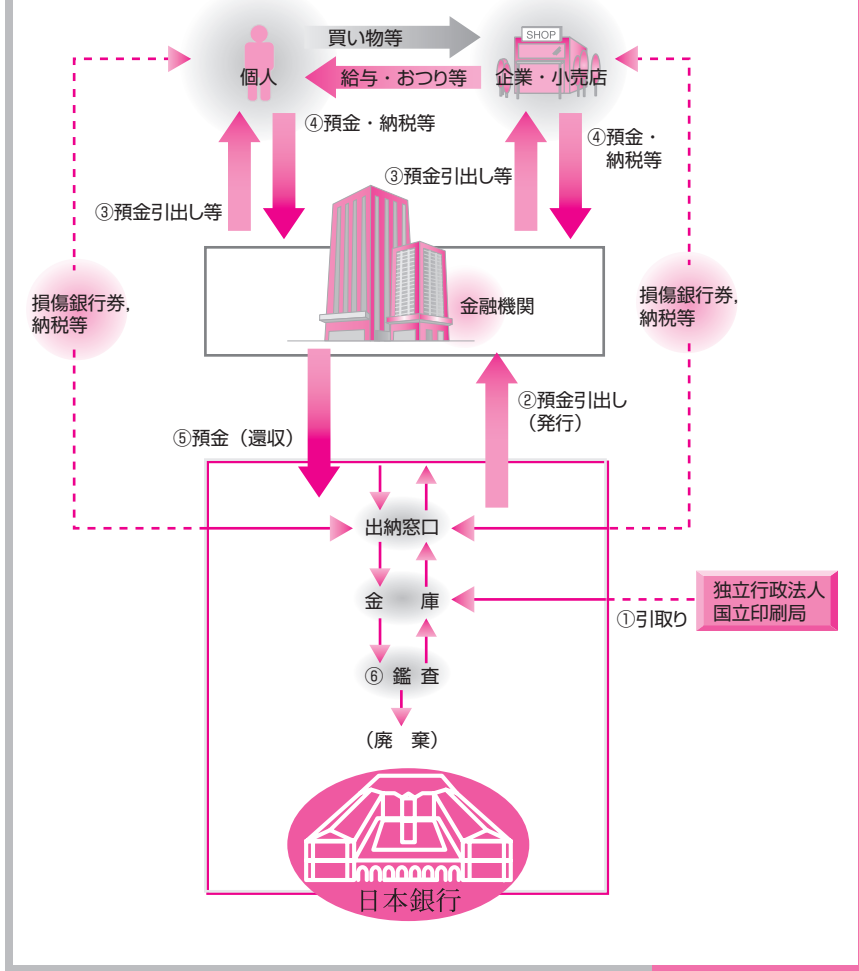
* わが国の現金通貨（銀行券＋貨幣）流通高の対名目 GDP 比率（1998 年：12.1%，2008 年：17.0%）は、米国（5.9%，6.2%）、カナダ（4.0%，3.7%）などを上回り、G10 諸国中で最も高い水準となっている（BIS の Committee on Payment and Settlement Systems の調査〈Statistics on Payment Systems in the Group of Ten Countries, Figures for 1998, February 2000. Statistics on Payment and Settlement Systems in Selected Countries, Figures for 2008, December 2009〉に基づく）。

銀行券平均発行高と対名目 GDP 比率の推移



3-3

銀行券の流過程



① 日本銀行による国立印刷局からの引取り

日本銀行は、銀行券の需要に関する先行きの想定等をもとに、国立印刷局に銀行券の製造を発注する。そして、でき上がった銀行券を費用（銀行券製造費）を支払って引き取り、日本銀行の本支店にある金庫に保管する。

② 金融機関による日本銀行からの引出し（銀行券の発行）

金融機関は、個人や企業への支払いに必要な銀行券を予め用意するため、日金当預を引き出して、日本銀行の本支店の窓口から銀行券を受け取っておく。このように日本銀行の窓口から銀行券が世の中に送り出されることを、**銀行券の発行**¹⁴⁾という。2009年度中に日本銀行から世の中に送り出された銀行券の総額は約 61 兆円に達する。

③ 個人や企業による金融機関からの引出し

個人や企業は、金融機関に保有している預金を引き出して、金融機関の窓口や CD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預入・支払機）から銀行券を受け取る。

④ 個人や企業による使用と金融機関への預入れ

個人や企業は、財・サービスの購入や金融取引の対価、税の納付等として銀行券を企業や金融機関に支払う。また、企業や金融機関は受け取った銀行券をさらに他の支払いに用いるほか、個人や企業は銀行券を金融機関へ持ち込み、預金として預け入れる。

⑤ 金融機関から日本銀行への還流（銀行券の還収）

金融機関は、個人や企業への支払いに当面必要としない銀行券を日本銀行の本支店の窓口へ持ち込み、日本銀行に保有している当座預金に預け入れる¹⁵⁾。このように、銀行券が日本銀行に戻ってくることを**銀行券の還収**¹⁶⁾といい、2009年度中に日本銀行の窓口を持ち込まれた銀行券の総額は約 61 兆円に達する。

14) なお、日本銀行は、近隣に日本銀行の本支店がない地域の利便を図るために、一部の金融機関に対して、日本銀行名義で銀行券を寄託している（**寄託券制度**）。これらの金融機関から、寄託された銀行券が払い出された場合も、銀行券が発行されたことになる。

15) 金融機関は、こうして預け入れた日本銀行に保有している当座預金を、日本銀行や国、他の金融機関に対する決済手段（→第4章第2節3）、準備預金制度の下での準備預金として活用している。



●● 日本銀行の高性能自動鑑査機

日本銀行は、1972年に世界で初めて銀行券の自動鑑査機を開発・実用化した。自動鑑査機は銀行券の枚数計査や真偽鑑定を行う機械であり、鑑査した銀行券のうち汚損度が高く再流通に適さないものを裁断する機能も有している。2005年からは、従来の機種よりもさらに偽造検知力を高めた最新型機の配備を開始している。

⑥ 還流した銀行券の鑑査

日本銀行は、窓口を持ち込まれた銀行券を鑑査し、再度の流通に適さないものを廃棄する一方、流通に適するもののみを本支店の窓口から支払い、再び世の中に送り出す（→第3節1）。

- 16) 2009年度においては、本節でみたように、約61兆円の銀行券が世の中へ送り出された一方、約61兆円の銀行券が戻ってきた。この結果、世の中に流通している銀行券の2009年度末の残高は、2008年度末から横ばいであった。

2 銀行券需要の変動

銀行券の発行額には、個人や企業による銀行券需要の変動を反映して、規則的な変動パターンがみられる。まず、1週間単位でみると、週末にかけて買い物やレジャー資金のために発行額が増加し、翌週初にそれが日本銀行に還流するというパターンがみられる。1か月単位では、給与支払や各種の決済が集中する月下旬に発行額が増加し、翌月初にそれが日本銀行に還流するというパターンを描く。年間を通じてみると、冬季ボーナスと年末年始の資金手当が重なる12月には発行額が通常月の2倍程度まで増加し、その翌月にはこれらが日本銀行に還流してくる傾向にある。さらに、銀行券の需要には、こうした時間的な変動に加えて、地域間でも差異がみられる。日本銀行は、これらの銀行券需要に応じて、銀行券が全国各地にくまなく行き渡るように努めている。

第3節 銀行券の管理

1 銀行券の利便性の維持と向上

人々が銀行券を便利にかつ安心して利用できるようにすることは、発券銀行としての日本銀行の重要な役割である。まず、様々な目的に利用された銀行券が日本銀行の本支店の窓口に戻ってくると、日本銀行は、枚数計査や真偽鑑定を行うとともに、再度の流通に適するものか否かを検査し汚損度に応じた選別を行っている。これらを総称して**鑑査**という。その結果、流通に適さないものを廃棄する一方、流通に適するもののみを再び窓口から支払っている。また、日本銀行では、金融機関に限らず個人や企業に対しても、日本銀行の本支店の窓口において、損傷した銀行券を流通に適する銀行券と引き換えている（→コラム「損傷した銀行券の引換え」）。なお、銀行券の平均寿命は、相対的に使用頻度の高い五千円券・千円券が1～2年程度、一万円券が4～5年程度である。

このほか、銀行券のデザインについても、銀行券が便利なものとなるように

様々な工夫が凝らされてきた。¹⁷⁾例えば1984年の改刷では、持ち運びの利便性などを考慮して、一万円券はサイズを約2割縮小するなど小型化を図ると同時に、CD・ATMや自動販売機における使い勝手を考え、一万円券、五千円券、千円券の縦の長さが揃えられた。また、高度な製造技術を用いて、目の不自由な人のための識別マークも付けられた。¹⁸⁾

2 銀行券の偽造対策と国際的な取り組み

わが国では偽造券は比較的少なく、銀行券に対する人々の信認はもともと高い。こうした銀行券に対する人々の信認を維持していくには、銀行券の偽造防止に向けた取り組みが不可欠であり、そのために、各種の方策が講じられている。

まず、法令面では、銀行券や貨幣を行使の目的で偽造したり、偽造通貨を使用、交付または取得した者等は罰せられ（刑法）、銀行券や貨幣と紛らわしい外観を有するものを製造または販売した者も罰せられることになっている（通貨及証券模造取締法）。また、国は紙幣類似の機能を有すると認められるものに関し発行や授受を禁止できる（紙幣類似証券取締法）こととなっており、文字や画紋を特定の方式ですき入れた用紙は、国の許可を得た者以外は製造できないこととされている（すき入紙製造取締法）。

こうした法令面の対応以外にも、日本銀行や財務省、国立印刷局等の関係当局が連携しつつ、銀行券に様々な偽造防止対策が講じられている。2004年に一万円券、五千円券、千円券の改刷が行われたが、そこでは、①パソコン関連機器による偽造券の作成を困難とする、②現金取扱機器の検知能力強化に資する、③視覚による偽造券の発見を容易にする、という3つのコンセプトに基づき、具体的な**偽造防止技術**として、棒状（バー）のすかしで型（パターン）を表現した「すき入れバーパターン」、従来よりもインクが高く盛り上がる「深凹版印刷」、見る角度によって画像が変わる「ホログラム」など、様々な偽造防

¹⁷⁾ 様式（図柄、寸法等）は、財務大臣が定め、公示することとなっている（日本銀行法第47条第2項）。

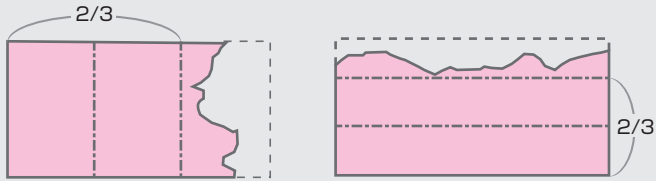
¹⁸⁾ 識別マークとは、触知によって銀行券の種類を判別するためのマークをいう。

Column 損傷した銀行券の引換え

日本銀行は、銀行券が破れたり、燃えたりした場合には、表・裏両面があることを条件に、以下の基準できれいな銀行券との引換えを行っている。

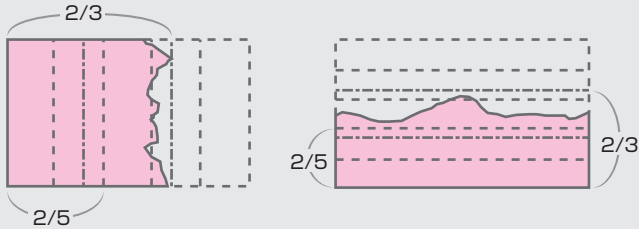
▼ 面積が $\frac{2}{3}$ 以上の場合は**全額**として引換え。

—— 一万円券の場合は 1 万円として、五千円券の場合は 5,000 円として引き換える。

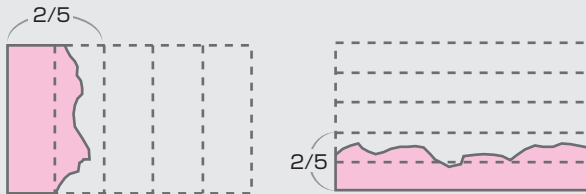


▼ 面積が $\frac{2}{5}$ 以上、 $\frac{2}{3}$ 未満の場合は**半額**として引換え。

—— 一万円券の場合、5,000 円として引き換える。



▼ 面積が $\frac{2}{5}$ 未満の場合は銀行券としての価値はなく**失効**。



(注)  銀行券残存面積

止技術が取り入れられている（→図表3-4）。加えて、既に述べたように、日本銀行は金融機関から持ち込まれた銀行券の鑑査を行っているが、その際、偽造されたものが含まれていないかどうかについても嚴重にチェックするとともに、損傷や汚損の度合いが大きいものを廃棄し、銀行券のクリーン度を保つことで、より容易に偽造券を判別することができるよう努力している¹⁹⁾。

これらの法的措置や高度な偽造防止対策、銀行券のクリーン度向上に向けた努力とが相まって、偽造券は2004年の改刷以前に比べ減少してきている。しかし、偽造を可能とする技術進歩は日進月歩であり、近年では、各国共通の問題としてパソコン関連機器による偽造事件が増加していることから、偽造対策にも国際的な取り組みが必要となっている。このため、日本銀行は、同様な問題に直面している外国の中央銀行との情報交換や共同研究を行いながら、警察庁や国立印刷局といった関係当局等との連携を強化している。

19) 偽造防止にあたっては、偽造防止対策を積極的に紹介し、日々の流通のなかでチェックが行われることも重要である。このため、日本銀行では、銀行券の偽造防止対策を紹介したポスターとパンフレットを作成し、配布している。また、新しい偽造防止技術の詳細については、日本銀行ホームページにも掲載している。

3-4

現在の日本銀行券の主な偽造防止技術

—— 一万円券に施されている偽造防止技術 ——

1. 特殊発光インキ

表の印章（日本銀行総裁印）に紫外線をあてるとオレンジ色に光るほか、地紋の一部が黄緑色に発光する。



2. 深凹版印刷

図柄は、従来のお札よりもインキが表面に盛り上がるように印刷されている。



3. ホログラム

角度を変えると、画像の色や模様が変わって見える。



4. 潜像模様

お札を傾けると、表面左下に「10000」の文字が、裏面右上に「NIPPON」の文字が浮かび上がる。



5. すき入れバーパターン

光にすかすと、すき入れられた3本の縦棒が見える。従来のすかしよりも、パソコンやカラーコピー機等で再現しにくい。



6. パールインキ

お札を傾けると、左右の余白部にピンク色を帯びたパール光沢のある半透明な模様が浮かび上がる。